

第 号
令和 年 月 日

殿

国税局長
沖縄国税事務所長 印

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく
報告の徴収について

当国税局では再商品化義務量の再商品化の実施を確保することを目的として、貴社（あなた）に対し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第 39 条の規定に基づき、事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況について報告の徴収を行うこととしましたので通知します。
つきましては、下記により関係書類を御提出ください。

記

- 1 提出書類
 - (1) 「平成・令和〇年度容器包装の利用・製造等及び再商品化に係る報告書」
 - (2) 事業所（会社）の概要又は案内書（作成していない場合は提出不要です。）
- 2 提出期限 令和 年 月 日
- 3 連絡先
 - 〇〇国税局 酒類業調整官
 - Tel.〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

この報告を拒み、妨げ、又は忌避した者は、容器包装リサイクル法第 48 条の規定に基づき、
罰金の刑に処せられる場合がありますのでご注意ください。